

# 裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

同代理人

住所

氏名 弁護士

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成26年7月31日付けで提起のあった、  
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下  
「法」という。）第25条第2項の規定に基づき平成26年7月22日付けで行った保護変更決定処分  
（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 福祉事務所長は、平成26年7月の収入認定を変更するにあたり、審査請求人が同年6月末に資料を提出した通勤交通費であるガソリン代を経費認定しないで7月分の保護費について変更決定した。

しかし、当該ガソリン代は収入の必要経費であるから、これを収入から差し引いて認定すべきであり、よって、当該変更決定は取り消され、ガソリン代を経費認定して改めて増額して変更決定すべきである。

(2) 審査請求人の妻は、自動車を通勤用に用いている。

この点、審査請求人の妻が、就業場所で業務命令としての残業命令どおりに就業するためには、自動車によって通勤せざるを得ない。

すなわち、審査請求人の妻が通勤するためには、帰宅時にはバスが運行を終了していることから、駅から自宅まで歩いて帰らざるを得ないが、審査請求人の妻は足が悪いため通勤が不可能となってしまう。

以上から、審査請求人の妻の収入には、自動車で就業場所まで往復通勤することが必要である。

したがって、通勤交通費用である自動車のガソリン代は、同人の収入の必要経費であることは明らかである。

(3) この必要経費性は、審査請求人世帯の自動車の所持の正当性（当為・法的の問題）とは関係がなく、実際の必要経費である事実（事実・経済的な問題）から判断されるべきもの

である。

## 第2 認定事実および判断

### 1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成21年8月7日 処分庁は、審査請求人世帯の保護を開始した。  
なお、保護の開始時において審査請求人は自家用自動車 [REDACTED] を保有していた。
- (2) 平成21年8月26日 処分庁は、当該自家用自動車について、(株) [REDACTED] に勤務する審査請求人の妻（以下「妻」という。）の通勤用との用途限定したうえで、法第4条第1項に定める資産の活用を要しないものとしてその保有を認める旨を審査請求人に書面で通知した。
- (3) 平成23年2月18日 妻は、(株) [REDACTED] を退社した。
- (4) 平成23年5月1日 妻は、[REDACTED] 市内の料亭の [REDACTED] に就職した。
- (5) 平成23年7月5日 処分庁は、審査請求人の居宅と妻の勤務地が近距離であることを理由として、当該自家用自動車の保有は認められないことを所内ケース診断会議で決定し、その旨を審査請求人に口頭で伝えた。
- (6) 平成23年7月18日 妻は [REDACTED] を退職して、新たに(株) [REDACTED] に就職した。
- (7) 平成23年7月28日 審査請求人および妻が処分庁を訪問し、妻の勤務先が変わったことにより、通勤用として自家用自動車の使用を認めてほしいと相談するが、処分庁はこれを認めない旨を回答した。
- (8) 平成23年8月29日 処分庁は、当該自家用自動車の保有は認められないと判断したうえで、次の内容により法第27条に基づく書面による指導または指示（以下「文書指示」という。）を審査請求人あて通知した。  
・指示事項  
あなたの世帯は自動車の所有は認められませんので、平成23年10月1日までに処分して資産活用を行うよう指示します。売却益が生じた場合は返還対象となりますので、必ず報告してください。（その他の指示事項は略）
- (9) 平成24年2月13日 処分庁は、審査請求人から当該自家用自動車を処分したとの報告を受け、同日以降から遅くとも平成25年3月5日までの間に、審査請求人からその旨を証する書面の提出を受けた。
- (10) 平成26年2月20日 処分庁は、審査請求人の居宅を訪問したところ、居宅の駐車場に自家用自動車 [REDACTED] が駐車されていることを確認した。審査請求人は当該自家用自動車を使用していることを認めたとうえで、処分庁に対して当該自家用自動車の使用を認めるよう主張するが、これに対して処分庁は、当該自家用自動車の使用は認められないことを口頭で回答した。
- (11) 平成26年2月25日 処分庁は、軽自動車検査協会滋賀事務所に対して当該自家用自動車

に関する資料の提供を求めていたところ、同事務所からの回答を得て、その所有者は審査請求人の長女であることを確認した。

(12) 平成26年3月18日 処分庁は、当該自家用自動車の保有は認められないと判断したうえで、次の内容の文書指示を行った。

・指示事項

あなたの世帯は自動車の所有が認められておりませんので、平成26年4月11日までに処分して資産活用を行うよう指示します。売却益が生じた場合は返還対象となりますので、必ず報告してください。（その他の指示事項は略）

(13) 平成26年3月24日 処分庁は、所内ケース診断会議を開催し、審査請求人が当該文書指示を期日までに履行しない場合は、法第62条第4項に基づく弁明の機会（以下「弁明の機会」という。）を設けることを決定した。

(14) 平成26年4月14日 処分庁は、審査請求人が当該文書指示を期日までに履行しなかったことにより、同月30日に弁明の機会を設ける旨を審査請求人に通知した。

(15) 平成26年4月18日 処分庁は、審査請求人が当該文書指示を履行せず、また、妻が自家用自動車を使用して通勤していることを理由として、それまで妻の勤労収入から控除していた公共交通機関による通勤交通費を控除しない方針を決定し、同年5月1日適用以降の保護費にかかる妻の勤労収入の認定から通勤交通費の控除を取り止めた。

(16) 平成26年4月30日 処分庁は弁明の機会を設け、これに審査請求人、妻および同席者としての弁護士が出席した。

この席上、審査請求人は、妻の終業時間は21時頃となり、その場合は帰宅の際に [REDACTED] 駅から自宅までのバスの運行が終了していることから、通勤に自家用車を使用していると弁明した。

これに対して処分庁は、バスの運行が終了した際はタクシーを利用し、その費用は通勤交通費として実費控除できるので、改めて自家用自動車の保有は認められないと説明した。

(17) 平成26年7月22日 処分庁は、前記のとおり妻の勤労収入から通勤交通費を控除せず、同年8月1日適用の本件処分を行った。

## 2 判断

本件は、現に就労している妻の勤労収入の認定において、処分庁は通勤交通費の控除を何ら認定せずに本件処分を行ったものであり（認定事実(17)）、これに対して審査請求人と処分庁の主張にそれぞれ争いがあることから、各々の主張について検討する。

法において、勤労収入は本来生活費にあてるべき資力であるが、収入の認定の過程においてその収入から交通費その他の収入を得るための必要経費を控除することとしており、この必要経費としての通勤交通費等は「その実費の額を認定すること」とされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。））第8-3-(1)-ア-(イ)）。

また、この通勤交通費の認定については「個々人によって異なる現実の必要最少限度の額とするものである」とされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問8-4）。

さらに、通勤交通費の控除は「必要最少限度の額を認定するものである」から、その経済性や合理性とは無関係に実際の通勤の経路および方法による費用を専ら事実認定すればよいというものではなく、最も経済的かつ合理的な通勤の経路および方法による必要最小限度の実費を認定すべきものと解される。

以上を踏まえ、審査請求人はその主張するところの具体的な理由を審査請求の理由(1)および(2)で述べていることから、これを検討する。

本件では、妻が勤務地から帰宅するに場合に、                    駅から自宅付近のバス停留所まで運行する路線バスは、19時20分発の運行が最終であり、また、妻が残業しなければならない際はこの最終の運行を利用することはできず、この点について双方に争いはない。

したがって、このような実情がある場合は、保護の実施機関がどのような通勤の経路および方法が経済的かつ合理的かを判断するにあたって、自家用自動車を利用した通勤の方法も不合理ではないのであって、そのような認定が除外されるものではない。

しかしながら、処分庁が審査請求人に説明しているとおり（認定事実(16)）、バスの運行が終了している場合はタクシーを利用することも可能であることから、このように公共交通機関等の他の方法による通勤が可能である場合は、法において自家用自動車は原則として資産としての活用が求められるものであって（法第4条第1項）、また、自家用自動車を保有または使用することは、燃料費だけでなく車両検査料、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、任意保険料、自動車税および消耗品費等の維持費用を必要とするのであるから、保護の実施機関がこれらを総合的に勘案したうえで、公共交通機関等の他の方法による通勤がより経済的かつ合理的であると認定することも、何ら不合理ではない。

このことから、本件においては、必ずしも自家用自動車の利用によるガソリン代等の通勤交通費を認定すべきであったとは判断できないのであって、結局のところは、何が経済的かつ合理的であるかは、処分庁の合理的な裁量に委ねるほかないから、したがって、審査請求人の主張を採用して本件処分を不当ということはできない。

一方で、本件処分は妻の勤労収入の認定において通勤交通費の控除を何ら認定していないものであるが、これについて処分庁は、審査請求人の自家用自動車はその処分による資産の活用を文書指示していること（認定事実(12)）、および審査請求人はこの文書指示を履行していないこと（認定事実(14)）を前提としたうえで、「保有を認めていない自動車による通勤に係る経費であるため、現在処分指導を行っている関係上、ガソリン代を必要経費として認定することは、指導との間に整合性がなく認定することはできない」、さらには「実費控除は指導指示との間に整合性がなければならない」と主張する。

これらの主張については、前記で述べるとおり、どのような通勤の経路または方法が経済的かつ合理的かを判断するうえで、法第27条第1項の規定に基づく指導または指示（以下「指導指示」という。）の内容を含めて総合的に勘案することは不合理なことではないから、そのような意味の範囲においては当該主張を支持することができる。

しかしながら、法においては、通勤交通費の控除の認定は必ず指導指示と整合しなければならないとの規定はなく、また、指導指示と整合しないことを理由として直ちにその通勤交



通費の控除の認定を取り消し、または控除を認定しないことができると定めた規定もないことから、処分庁の主張は本件処分の正当性を弁明するものではない。

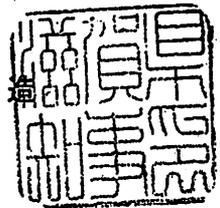
以上を踏まえれば、審査請求人の住居と勤務地との間は約19km（推計）もの距離があり、妻が勤労収入を得るうえで通勤交通費が必要経費であることは疑いようのない事実であることから、処分庁は経済性や合理性を勘案したうえでの必要最少限度の通勤交通費を認定する必要があった。

しかしながら、処分庁が何ら通勤交通費の控除を認定しなかったことは、その収入を得るための必要経費を控除することとした次官通知第8-3-(1)一ア-(イ)の規定を著しく逸脱しており、よって、本件処分は不当である。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 26年 12月 24日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大 造



教示

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消しの訴えは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この場合において、処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。